

奈良市入札監視委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市入札監視委員会規則（平成27年奈良市規則第41号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、奈良市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、規則第7条に規定する会議の開催場所、日時及び会議に付すべき事案を、あらかじめ委員に通知するものとする。

(会議の対象となる工事)

第3条 会議の審議の対象は、原則として本市又は企業局が発注する予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える測量、建設コンサルタント業務等（以下「対象工事等」という。）とする。

2 会議を4月から9月に開催する場合は前年の10月から翌年3月に発注した案件を、10月から翌年3月に開催する場合は4月から9月に発注した案件を対象とする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(会議への報告に当たっての資料の作成等)

第4条 規則第2条第1号の報告に当たっては、契約課長又は企業局企業契約課長（以下「契約課長等」という。）は、入札及び契約手続きの運用状況等に関する資料を作成し、委員会に提出するものとする。

(会議の審議対象となる事案の抽出等)

第5条 規則第2条第3号の工事等の抽出（以下「抽出」という。）に当たっては、契約課長等は、第3条第2項に規定する期間内に発注した対象工事等について、入札方式別発注工事等総括表（別記第1号様式）及び入札方式別発注工事等一覧表（別記第2号様式）を作成し、委員会に提出するものとする。

2 抽出は、前項の規定により作成された入札方式別発注工事等一覧表の中から入札方式の別を考慮して行うものとする。

3 契約課長等は、抽出された対象工事等に係る抽出事案説明書（別記第3号様式）を作成し、委員会に提出するものとする。

(会議の審議概要の作成)

第6条 契約課長等は、会議の終了後速やかに奈良市入札監視委員会会議審議概要（別記第4号様式）を作成するものとする。

(再苦情処理会議に係る資料の作成、報告及び説明)

第7条 契約課長等は、苦情に関し、再苦情の申立てが行われるまでの経過について、苦情経過報告書（別記第5号様式）を作成の上、委員会に提出し、説明を行うものとする。

(再苦情処理会議の審議概要の作成)

第8条 契約課長等は、再苦情処理会議の終了後速やかに奈良市入札監視委員会再苦情処理会議審議概要（別記第6号様式）を作成するものとする。

(公表)

第9条 契約課長等は、委員会に関し、次に掲げる事項を公表し、公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 委員の氏名及び職業
- (2) 奈良市入札監視委員会定例会議審議概要
- (3) 会議に係る意見書
- (4) 奈良市入札監視委員会再苦情処理会議審議概要
- (5) 再苦情処理会議に係る意見書

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。